

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置

第1 被災者の生活確保

活動項目	
1	離職者への措置
2	市税等の減免等
3	災害援護資金等の貸付
4	災害弔慰金等の支給
5	り災（被災）証明書の発行
6	生活相談
7	公共料金の特別措置
8	市独自支援制度の検討及び実施

担当	責 任 者	産業経済部長 ※ 被災者の職業のあっせんに関する事 保健福祉部長 ※ 災害援護資金の貸付、弔慰金の支給等に関する事 消防長 ※ り災（被災）証明書の発行に関する事 総務部長 ※ 市税等の減免に関する事 市長公室長 ※ 市独自の支援制度に関する事 公営企業管理者 ※ 上下水道に関する市独自の支援制度に関する事 (上下水道部長)
	課	商工振興課、農林水産課、財政課、納税課、市民税課、資産税課、福祉総務課、総務部総務課、市民課、各支所、総合政策課、会計課、消防本部総務課、警防課、予防課、消防署、料金課、水道課、その他関係課所
	関係機関	県（福祉部、土木部）、市内各郵便局、県社会福祉協議会、N T T 東日本茨城支店、N T T ドコモ茨城支店、市社会福祉協議会、東京電力パワーグリッド日立事務所、東京ガス日立支店

1 離職者への措置

災害により、離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについては、県地域防災計画では、県が離職者の把握に努め、被災状況を勘案のうえ、被災地域を管轄する公共職業安定所を通じ、次の措置を講じることとしている。

- (1) 被災者のための随時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等を活用
- (4) 災害救助法が適用された市長から労務需要があった場合は、労働者をあっせんする。

市は、被災者総合相談所等において、離職者の状況を把握し、迅速に県へ報告する。

また、早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、随時職業相談所の開設又は巡回職業相

談の実施を要請する。

さらに、県計画では、雇用保険の失業給付に関する特例措置として、震災により失業の認定日に出向いていくことのできない受給資格者に対して、事後に失業の認定を行い、失業給付を行うこととなっている。

2 市税等の減免等

(1) 市税等の納税緩和措置

ア 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- ①災害が広域にわたる場合は、市長が権限により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- ②その他の場合、被災納税義務者等による申請があったときは、災害がおさまったあと2か月以内に限り、市長が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止や猶予期間中の滞納金の免除等適切な措置を講じる。

エ 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。

税 目	減 免 の 内 容
個人の市民税・県民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。
国民健康保険料	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 保育所負担金の減免等

災害等の特別な事由により、保護者が保育所負担金の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、負担金の全部又は一部を減免することができる。

(3) 県税・国税

国・県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取扱いになっている。

3 災害援護資金等の貸付

(1) 災害援護資金の貸付

県が、水害等の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う制度である。

そのあらまは、以下のとおりである。

対象災害		・災害救助法による救助が行われた災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	
貸付限度額		①世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170(250)万円 ④住居の全壊 250(350)万円 ⑤住居の全体が滅失若しくは流失 350万円 ⑥①と②が重複 250万円 ⑦①と③が重複 270(350)万円 ⑧①と④又は⑤が重複 350万円 ()は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人員	市民税における総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあつては、1,270万円とする。	
	貸付利率	年3.0(※1.5)% (据置期間中は無利子)	
	据置期間	3(※6)年 (特別の事情のある場合は5(8)年)	
	償還期間	10(※13)年 (据置期間を含む)	
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦	
貸付原資負担		国(2/3)、県(1/3)	

※は、東日本大震災に限り適用

(2) 生活福祉資金の貸付

県が、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、市民生委員及び日立市社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の貸付対象とはしない。

また、原則として生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）の貸付対象とはしないものとする。

対象となる災害規模	・「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な自然災害 ・「災害弔慰金の支給等に関する法律」が適用された地域であっても被害の程度が同法に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合
-----------	---

具体的経費	被災した住宅を復旧するための経費等
貸付限度額	1,500,000 円以内
貸付利率	無利子、ただし連帯保証人を立てない場合は年利 1.5%
据置期間	6 月以内
償還期間	7 年以内
その他	当該世帯の自立更生計画、償還能力、資金の運用計画等を鑑みて貸付審査を行う。

■福祉資金 緊急小口資金

具体的経費	被災したことにより生活費が一時的に不足した場合
貸付限度額	100,000 円以内
貸付利率	無利子
据置期間	2 月以内
償還期間	1 年以内
その他	当該世帯の自立更生計画、償還能力、資金の運用計画等を鑑みて貸付審査を行う。

(3) 住宅復興資金

災害により住宅に全壊等の被害を受けた者は、独立行政法人住宅金融支援機構法の規程により災害復興住宅融資等が利用できることから、制度に関する周知徹底を図る。

なお、融資適用災害の主な要件及び資金の種別は以下のとおりである。

ア 災害復興住宅建設資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」した旨のり災証明書の交付を受けたもので、13 ㎡以上 175 ㎡以下の住宅部分を有する住宅を建設する者
貸付限度	原則 1,500 万円以内
土地取得費	原則 970 万円以内
整地費	400 万円以内
償還期間	①木造(一般)25 年以内 ②耐火、準耐火、木造(耐久性)35 年以内

イ 新築購入、リユース（中古住宅）購入資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」した旨のり災証明書の交付を受けたもので、50 ㎡（共同建ての場合は 30 ㎡）以上 175 ㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
貸付限度	①新築住宅 原則 2,470 万円以内（土地取得資金を含む） ②リユース住宅 原則 2,170 万円以内（土地取得資金を含む）
償還期間	25～35 年以内

ウ 補修資金

貸付対象者	補修に要する額が10万円以上の被害を受け、り災証明書の発行を受けた者
貸付限度	660万円以内
移転費	400万円以内
整地費	400万円以内
償還期間	20年以内

エ 災害特別貸付金

市において、災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合は、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構南関東支社に申し出るとともに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行う。

(4) 母子寡婦福祉資金の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、災害により被害を受けた母子・父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。

住宅資金	貸付対象者	母子家庭の母又は寡婦
	貸付限度	150万円以内（特に必要と認められる場合200万円以内）
	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内）
	貸付利率	年3% ただし、据置期間中は無利子

4 災害弔慰金等の支給

災害により家族を失い、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、日立市災害弔慰金の支給等に関する条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行い、日立市災害見舞金等に関する条例により災害見舞金を支給する。

(1) 災害弔慰金の支給

根拠法	災害弔慰金の支給等に関する法律 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 日立市災害弔慰金の支給等に関する条例 日立市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
対象災害	①市において、住居が5世帯以上滅失した自然災害 ②県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ③県内において、災害救助法が適用された市町村が、1以上ある場合の自然災害 ④災害救助法が適用された市町村を、その区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害

支給対象	上記の災害による死亡者（当該災害のやんだ後3カ月以上の行方不明者を含む）
受給遺族	配偶者、子、父母、孫、祖父母、※兄弟姉妹（ただし、兄弟姉妹は、他の遺族がない場合で、死亡した方の死亡当時、死亡者と生計を同じくしていた方又は同居していた方に限る）
支給限度額	①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②その他の者が死亡した場合 250万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

※は、東日本大震災に限り適用

(2) 災害障害見舞金の支給

対象災害	①市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ②県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ③県内において、災害救助法が適用された市町村が、1以上ある場合の自然災害 ④災害救助法が適用された市町村を、その区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支給対象	上記の災害により負傷し又は疾病にかかり、精神又は身体に障害を受けた者
障害の程度	①両眼が失明した者 ②咀嚼及び言語の機能を廃した者 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤面上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥両上肢の用を全廃した者 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧両下肢の用を全廃した者 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
支給限度額	①生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ②その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

(3) 災害見舞金の交付

災害を受けた市民に対し、「日立市見舞金等支給条例（昭和49年条例第3号）」及び「茨城県見舞金支給要項」に基づき、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給する。

ア 市災害見舞金等の額

①死亡又は死亡したとみなされたとき
・死亡した者が死亡当時において、同居の家族を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持していた場合 50,000円
・その他の場合 1人につき 30,000円
②1か月以上の入院加療を要する負傷をしたとき

・負傷した者が負傷当時において、同居の家族を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持していた場合 20,000 円 ・その他の場合 1 人につき 10,000 円
③住宅が全焼又は全壊したとき ・1人世帯の場合 20,000 円 ・2人以上の世帯の場合 20,000 円に世帯主を除く世帯員1人ごとに10,000 円を加算した額（50,000 円を限度とする）
④住宅が半焼又は半壊した時 ・1人世帯の場合 10,000 円 ・2人以上の世帯の場合 10,000 円に世帯主を除く世帯員1人ごとに5,000 円を加算した額（25,000 円を限度とする）
⑤住宅が床上浸水したとき ・1世帯につき 10,000 円
*根拠条例等 日立市災害見舞金等支給条例、日立市災害見舞金等支給条例施行規則（昭和49年規則第4号） *支給対象 災害救助法の適用を受けない災害 *その他 被害の程度は、市長が判定する。

イ 県災害見舞金等の額

対 象 災 害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの ・市内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 ・上記の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 ・「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 ・「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊・中規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 ・茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者
支 給 額	・死 亡 1人当たり 100,000 円 ・重度障害 1人当たり 50,000 円 ・住家全壊 1世帯当たり 50,000 円 ・住家半壊 1世帯当たり 30,000 円 ・床上浸水 1世帯当たり 20,000 円
費用負担割合	県（10/10）

5 り災（被災）証明書の発行

各種支援措置の実施に資するため、災害後早期にり災証明書の交付体制を確立し、災害者にり災証明を交付する。

（1）発行の手続

り災証明書の発行事務は、市民生活環境部市民課、各支所・日立駅前出張所において取り

扱う。

ただし、火災によるり災証明書は消防庁及び消防署長が取り扱う。

ア り災台帳の作成

市民生活環境部市民課は、被害状況調査結果に基づき、り災台帳を作成する。

り災証明書の発行は、り災台帳（台帳によって確認できないものは、現地調査あるいは申請者の申請資料）を確認して発行する。

イ り災証明書の交付事務の処理

り災者から、り災証明書の請求があったときは、り災証明交付簿に記録する。

り災証明の交付は、り災者の被害状況の調査確認終了後、り災台帳に基づき交付する。

なお、り災台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに客観的な判断を行い交付する。

※ り災証明申請書・り災証明書 （資料編 資料 22-4）

※ り災証明交付簿 （資料編 資料 22-5）

(2) 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の被害とする。

人的被害	①死亡 ②行方不明 ③負傷
物的被害	①全壊（全焼） ②流失 ③半壊（半焼） ④床上浸水 ⑤床下浸水 ⑥一部損壊 ⑦その他の物的被害

(3) 証明手数料

り災証明については、証明手数料を免除する。

6 生活相談

市及び県は相談窓口等を設置し、被災者のための生活相談を行う。

機関名	相談の取扱い
市	市は、被災者のための被災者総合相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して広聴活動を実施する。
県	(1) 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育等の個別相談窓口を設置する。 (2) 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため、被災地及び指定避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 ア 要配慮者への巡回相談事業の実施 イ 被災児童生徒及び親への相談事業の実施 (3) 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。

7 公共料金の特例措置

(1) 郵政事業

災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて、日立市内の郵便局において、以下に掲げるとおり郵政事業に係わる災害時別事務取扱及び援護対策を実施することとなっている。

ア 郵便関係

①被災地あて救助用郵便物等の料金免除（小包郵送料免除）

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体又は日本赤十字社等にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

②被災者に対する郵便はがき等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

③被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便および電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

④利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

イ 郵便貯金・郵便為替・郵便振替等関係

災害救助法が発動又は発動されると認められる場合は、被災地の郵便局において、被災者の利用する災害関係電報電話についてはNTTと連絡の上、料金免除又は後払い等の措置を実施する。

ウ 郵便貯金関係

郵便局が所在する市町村に災害救助法が発動された場合、当該局では貯金の払い戻し等について、取扱期間、範囲を公示して直ちに行う。

エ 簡易保険・郵便年金関係

自局の受持契約の契約者が居住する市町村に災害救助法が発動された場合は、保険金、貸付金等の支払いのほか、保険料等の払い込みについて、取扱時間、業務の範囲を決定し、その旨を局前に掲示して、直ちに非常取扱いを行う。

(2) 通信事業

ア NTT東日本茨城支店

電話サービス契約約款通則15に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し、基本料金等及び工事に関する費用を減免することがある。

イ NTTドコモ茨城支店

Xiサービス契約約款料金表通則25及び各サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金及び工事に関する費用を減免することがある。

(3) 電気事業（東京電力日立営業所）

原則として、災害救助法適用地域の被災者が対象であり、関東経済産業局の許可を受け適用する。なお、主な適用事項は次のとおり。

- ア 電気料金の早収期間及び支払期限の延伸
- イ 不使用月の基本料金の免除
- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除
- エ 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- カ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金清算の免除
- キ 被災に伴う引込み線・メーター類の取り付け位置変更のための諸工料の免除など

(4) 都市ガス事業（東京ガス日立支店）

ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。

担当省若しくは関東経済産業局の認可が必要であり、以下の特例措置が行われる。

- ア 被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- イ 事業区域外の被災者が区域内に移住していた場合も、上記アを適用する。

8 被災者生活再建支援法による支援金の支給

市又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

ア 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

- (ア) 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。
- (イ) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
- (ウ) 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
- (エ) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（大規模半壊世帯）
- (オ) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（中規模半壊世帯）

イ 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

(2) 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- イ 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- ウ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- エ ア又はイに規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- オ ウ又はエに規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域でア～ウに規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- (3) 支援法の適用手続

ア 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

イ 県の被害状況報告及び支援法の適用

知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めたときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

なお、市には支援法が適用されたことを通知する。

(4) 支援金支給の基準

ア 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊 世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊世 帯	建設・購入		100	100
	補修		50	50
	賃借		25	25

イ 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150

	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊 世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊 世帯	建設・購入		75	75
	補修		37.5	37.5
	賃借		18.75	18.75

(5) 支援金支給申請手続

ア 支給申請手続等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して支給申請手続等について説明する。

イ 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

(ア)住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

(イ)り災証明書（交付は地震災害対策計画編に準じる）

ウ 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上、速やかに県に送付する。

エ 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

県は、市から送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

(6) 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

ア 支援金の現金支給

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

9 市独自支援制度の検討及び実施

市は、災害の規模や被災状況を踏まえ、被災支援策における独自制度を検討し、必要に応じて実施するものとする。

＜参考＞東日本大震災における独自の支援制度

(1) 被災住宅修繕工事費の助成

被災した住宅及び塀の修繕費用の一部を助成する。

ア 対象世帯

次の要件を全て満たしている者

①被災者生活再建支援制度が適用にならない者（り災証明書の判定は半壊以下）

②市に住民登録又は外国人登録があること

③被災日から現在まで引き続き居住している市内の住宅及び住宅の塀を修繕する場合

④修繕費用が20万円以上（消費税含む）の場合

イ 対象工事（例）

屋根、壁、床、はり、階段、基礎、住宅の塀、建築設備（電気、ガス、給水、排水、換気、消火）などの修繕工事

ウ 支給額

修繕費用の30%（限度額10万円）

(2) 上下水道料金の減免

大規模な断水となった場合、基本料金と使用水量の減免について検討する。

(3) 水道管（宅地内）修理費に対する補助

地震等により水道管の漏水が多発した場合、給水管（宅地内）が破損した漏水修理生活支援の一環として、市民に対する修理費に要する費用の一部補助について検討する。

第2 中小企業復旧資金

活動項目
1 資金需要の把握連絡通報
2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置
3 中小企業者に対する金融制度の周知
4 その他の措置

担当	責 任 者	産業経済部長 ※ 中小企業融資に関すること
	課	商工振興課
	関係機関	県（商工労働部）、日立商工会議所

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

1 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。
関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ、貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱を実施するよう要請する。

3 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市及び中小企業関係団体を通じ、国・県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

4 その他の措置

- (1) 一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。
- (2) 県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

第3 農林漁業復旧資金

活動項目
1 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく融資
2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
3 日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）
4 農業災害補償

担当	責 任 者	産業経済部長、市長公室長
	課	農林水産課、財政課
	関係機関	県（農林水産部）

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）により融資する。

1 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく融資

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規程に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年6.5%以内（利率はその都度定める）
償還期限	6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）
貸付限度額	被害農業漁業者当たり200万円以内（激甚災害のときは250万円）
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
その他	市長の被害認定が必要

2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

(1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年5.0%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3.0%以内）
償還期限	6年以内
貸付限度額	被害農業漁業者当たり200万円以内
貸付機関	農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関
その他	市長の被害認定が必要

- (2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

貸付の相手方	被害組合
貸付対象事業	被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
貸付利率	6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度額	2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
貸付機関	農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会又は金融機関

- (3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

貸付の相手方	被害農業者
貸付対象事業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
貸付利率	5.0%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3.0%以内）
償還期限	12年以内
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
貸付機関	農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関
その他	市長の被害認定が必要

3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設等の復旧資金を融資する。

償還期限	共同利用施設…20年（据置期間3年を含む）以内 主務大臣指定施設…15年（据置期間3年を含む）以内
貸付利率	年0.16%～0.30%以内（償還期間により異なる） ※H29.1.23現在の利率
貸付限度額	共同利用施設…貸付対象事業費の80% 主務大臣指定施設…貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円（特任600万円、漁船1,000万円）のいずれか低い額
担保	保証若しくは担保
その他	農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等に申し込む

4 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

第4 義援金品の受入・配分

活動項目
1 義援金品の募集及び受付
2 義援金品の保管
3 義援金品の配分

担当	責 任 者	市長公室長、保健福祉部長
	課	政策企画課、福祉総務課、財政課、会計課、広報戦略課
	関 係 機 関	県（生活環境部、保健福祉部）日赤茨城県支部、茨城県共同募金会、指定金融機関、NHK水戸放送局、LuckyFM 茨城放送ほか報道機関

1 義援金品の募集及び受付

県は、一般県民及び他都道府県民等への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。

なお、募集にあたっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法、ニーズに応じた物資等について広報・周知を図るとともに、梱包に際して品名を明示するなど、被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう協力を求める。

また、県は被災者あてに寄託された義援金品を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として、委員会を設置して対応する。

委員会の構成については以下のとおり。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 茨城県 | (5) 茨城県共同募金会 |
| (2) 茨城県市長会 | (6) 株式会社茨城新聞社 |
| (3) 茨城県町村会 | (7) 株式会社 LuckyFM 茨城放送 |
| (4) 日本赤十字社茨城県支部 | |

なお、委員会の構成については被害の状況により、その他の関係機関・団体等を構成員に加えることができる。

市は、担当窓口において県と同様に募集受付を行い、指定避難所等に直接送付されたものについては、指定避難所等で仮受付した後に、担当へ引き継ぐこととする。

また、市においても被災者あてに寄託された義援金品等を、公平かつ適正に配分するため、委員会を設置して対応する。

委員会の構成員については、被害の状況により決定することとする。

なお、義援金品の受領の際は、寄託者又はその搬送者に受領書を発行することとする。

※ 義援金品受領書 （資料編 資料 22-7）

2 義援金品の保管

義援金の保管は、市が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、安全かつ確実に保管する。管理に際しては、受払簿を作成する。

義援金品については、市役所会議室を一時保管場所とし、状況により他の公共施設を利用する。

3 義援金品の配分

(1) 配分方法の決定

市が組織する委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）を、協議のうえ決定する。

なお、県で受け付けた義援品については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

また、市は、被害状況確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、配分計画を策定する。

(2) 配分の実施

義援金については、委員会において決定された義援金の配分方法及び市配分計画に基づき、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

また、委員会等から配分された義援品又は直接市に寄託された義援品のうち、応急対策上不足している物資で、直ちに利用できる物資は、有効に活用する。

被災者に対する配分に際しては、自治会等に協力を要請し、迅速に実施する。

(3) 配分の公表

県が組織した委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに、報道機関等を通じて公表する。

市は、それを受けて、日立市防災会議へ報告するとともに、市報等により、市民に対して義援金の配分結果を公表する。

第2節 公共施設の災害復旧計画

担当	各計画の関係各部各課
----	------------

第1 公共施設の災害復旧事業

1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設事業災害復旧計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上・下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

2 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市長は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として選択され得る限度及び範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

■ 法律等による負担又は補助する災害復旧事業

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、道路、港湾、漁港、下水道の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設、堤防、突堤、護岸、胸壁の復旧事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関の災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁業用施設、管理同施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更生護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
その他 ○水道施設の災害復旧費に対して、予算の範囲内で災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。 ○防災のための集団移転促進事業にかかわる国の財政上の特別措置等に関する法律 ○都市災害復旧は、都市災害復旧事業費国債補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。 ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	

第3節 激甚災害の指定

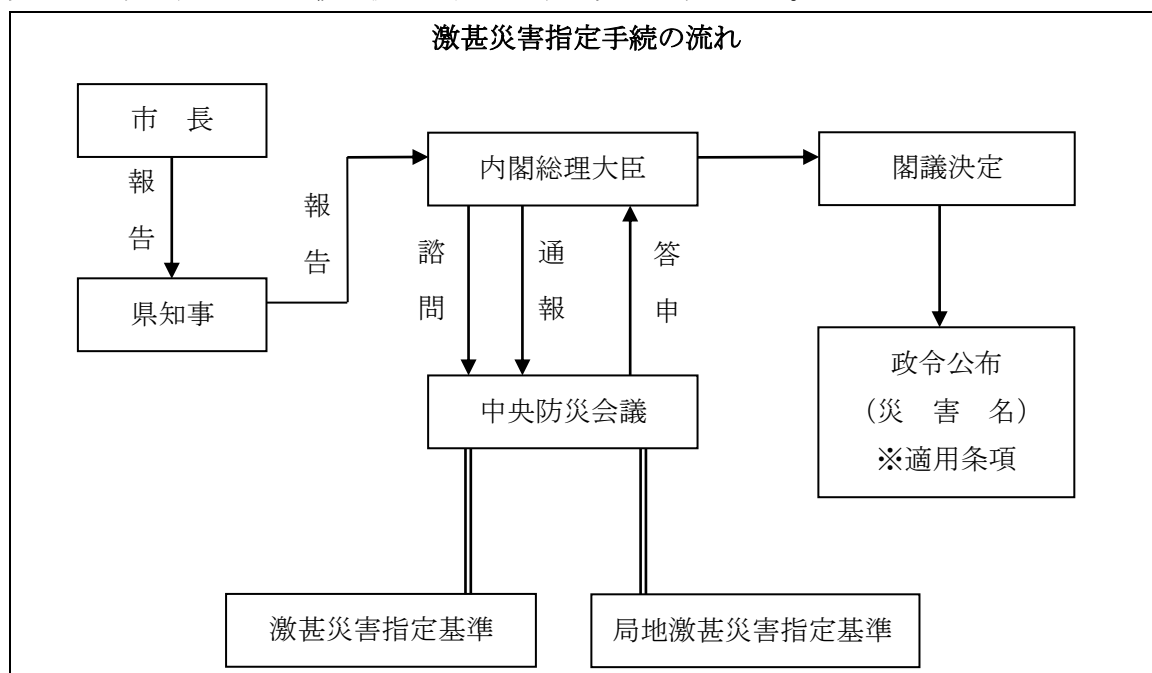
担当	責任者	総務部長	※ 激甚災害指定の手續等総括に関すること
		市長公室長	※ 特別財政援助額の交付手續に関すること
		関係各部長	※ 手續に伴う所管事務に関すること
	班	防災対策課、財政課、関係各課	
	関係機関	国、県関係部局	

第1 激甚災害指定の手續

激甚災害指定の手續は、おおよそ次のとおり行われることになる。

- 1 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- 2 県知事は、市長からの報告内容により、必要と認めた時は、内閣総理大臣に報告する。（以上は、災害対策基本法第53条による）
- 3 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めた時は中央防災会議の意見を聞いて、その災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚な災害に指定すべきかどうか判断する。
- 4 この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣へ答申する際に、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- 5 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

以上のように行われる手續の流れを図に示すと次のようになる。



第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

1 県知事への報告

市長は、日立市内に災害が発生した場合は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害対策基本法第53条第1項に定めることにより、速やかにその被害状況等を県知事に報告する。

2 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 被害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

第3 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

第4 特別財政援助額の交付手続

市長は、激甚災害又は局地災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| (1) 公共土木施設にかかわる災害復旧事業等に関する特別の財政援助 |
| ア 公共土木施設災害復旧事業 |
| イ 公共土木施設災害関連事業 |
| ウ 公立学校施設災害復旧事業 |
| エ 公営住宅等災害復旧事業 |
| オ 生活保護施設災害復旧事業 |
| カ 児童福祉施設災害復旧事業 |
| キ 老人福祉施設災害復旧事業 |
| ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 |
| ケ 障害者支援施設災害復旧事業 |
| コ 婦人保護施設災害復旧事業 |
| サ 感染症指定医療機関災害復旧事業 |
| シ 感染症予防事業 |
| ス 堆積土砂排除事業（公共施設の区域内の排除事業、公共的施設区域外の排除事業） |
| セ 湛水排除事業 |

- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法の特別措置
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除作業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業共同組合等の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
 - エ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - オ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - カ 水防資材費の補助の特例
 - キ リ災者公営住宅等事業に対する補助の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の助成援助
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例